

神崎町・大河内町合併協議会会議運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、神崎町・大河内町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、神崎町・大河内町合併協議会会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則公開する。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議は、公平かつ公正に運営されなければならない。

3 会議は、計画的に開催するものとする。

（議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議の議事運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 議長は、会議の開会にあたり、会議録に署名する委員（以下「会議録署名委員」という。）2人を指名する。

3 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行及び表決）

第5条 会議の議事は、出席委員の全会一致をもって進めることを原則とする。

ただし、意見が分かれる等、議長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

2 議長は、前項の規定による表決を採ろうとするときは、挙手又は投票により、その可否の結果を宣言するものとする。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第 7 条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第 1 号）を調整するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 作成した会議録は、会議録署名委員の確認を受け、これを保管しておくものとする。

4 会議録は、会議録署名委員が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第 8 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 会議録は、会議録が確定した日以後に公開するものとする。

3 会議録及び会議に提出された文書の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(規律)

第 9 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 2 月 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

会 議 録

会議の名称			
開催日時		年 月 日（ ） 「開会 時 分」 「閉会 時 分」	
開催場所			
議長氏名			
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名			
会議事項	1．議 題		2．会議結果
会議の経過		別紙のとおり	
会議資料			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
年 月 日		署名委員	印
			印

会 議 経 過

発 言 者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項